

●平成29年4月から新規に特惠適用除外措置の対象となる物品

(1) 1年間、適用除外となる品目(部分卒業:高所得国に係る部分適用除外措置)

平成28年 4月現在の 税番	平成29年 4月以降の 税番(P)	品名	国
220430200	同左	その他のぶどう搾汁(アルコール分が1%以上のもの)	アルゼンチン

※1年間の合計輸入額10億円超、かつ、シェア25%超が対象

(2) 3年間、適用除外となる品目(国別・品目別特惠適用除外措置)

平成28年 4月現在の 税番	平成29年 4月以降の 税番(P)	品名	国
220600229	同左	その他の発酵酒(アルコール分が1%以上のもの)(発酵酒(清酒を除く。)と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物、麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの等を除く)(その他のもの)	中華人民共和国
2923	同左	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)	中華人民共和国
4010	同左	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルティング(加硫したゴム製のものに限る。)	中華人民共和国
5306	同左	亜麻糸	中華人民共和国
5609	同左	糸、第54.04項若しくは第54.05項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)	中華人民共和国
5903	同左	紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。)	中華人民共和国
6215	同左	ネクタイ	中華人民共和国
7610	同左	構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品	中華人民共和国
8304	同左	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品(第94.03項の事務所用の家具を除く。)	中華人民共和国
8545	同左	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの(電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。)	中華人民共和国
9615	同左	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第85.16項の物品を除く。)及びこれらの部分品	中華人民共和国

※3年間の合計輸入額45億円超(=平均輸入額15億円超)、かつ、シェア50%超が対象